

愛媛県立松山中央高等学校
いじめ防止基本方針

平成26年4月

(平成31年2月改訂)

----- 目次 -----

1	目的	1
2	いじめとは	1
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめに対する基本的な考え方	
(3)	いじめの構造と動機	
(4)	いじめの態様	
3	いじめに関する指導体制・組織的対応	2
(1)	日常の指導体制と取組	
(2)	いじめ発生時の組織的対応	
4	いじめの防止と早期発見	4
(1)	いじめの防止	
(2)	いじめの早期発見	
5	いじめへの対応	6
(1)	生徒への対応	
(2)	関係集団への対応	
(3)	保護者への対応	
(4)	関係機関との連携	
6	インターネット上のいじめへの対応	7
(1)	インターネット上のいじめの定義	
(2)	インターネット上のいじめの予防	
(3)	インターネット上のいじめへの対応	
7	重大事態への対応	8
(1)	重大事態の定義	
(2)	重大事態の報告	
(3)	調査と調査の主体	
(4)	調査結果の報告	
(5)	調査結果を踏まえた措置	

いじめ防止基本方針

愛媛県立松山中央高等学校

1 目的

近年、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難ないじめの事案が増加している。このような状況において、いじめを受けて深く傷つき、悩み、苦しんでいる生徒の存在が懸念される。生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるいじめ問題は不登校を招く恐れもあり、いじめ問題への対応は、学校として大きな課題である。

そこで、本校においても、「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」という認識の下、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年8月改定)に基づき、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を効果的に推進するため、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」という雰囲気を醸成する。
- ・「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」との認識の下に指導体制を整える。
- ・「いじめの問題は学校の重要課題」と捉え、個人で抱え込まず組織として取り組む。

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」「傍観者」として周囲に生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の関わり方によって、いじめが抑止されたり促進されたりする。

イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。(東京都立研究所の要約引用)

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従し、数の多い側に立ってみたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくない）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

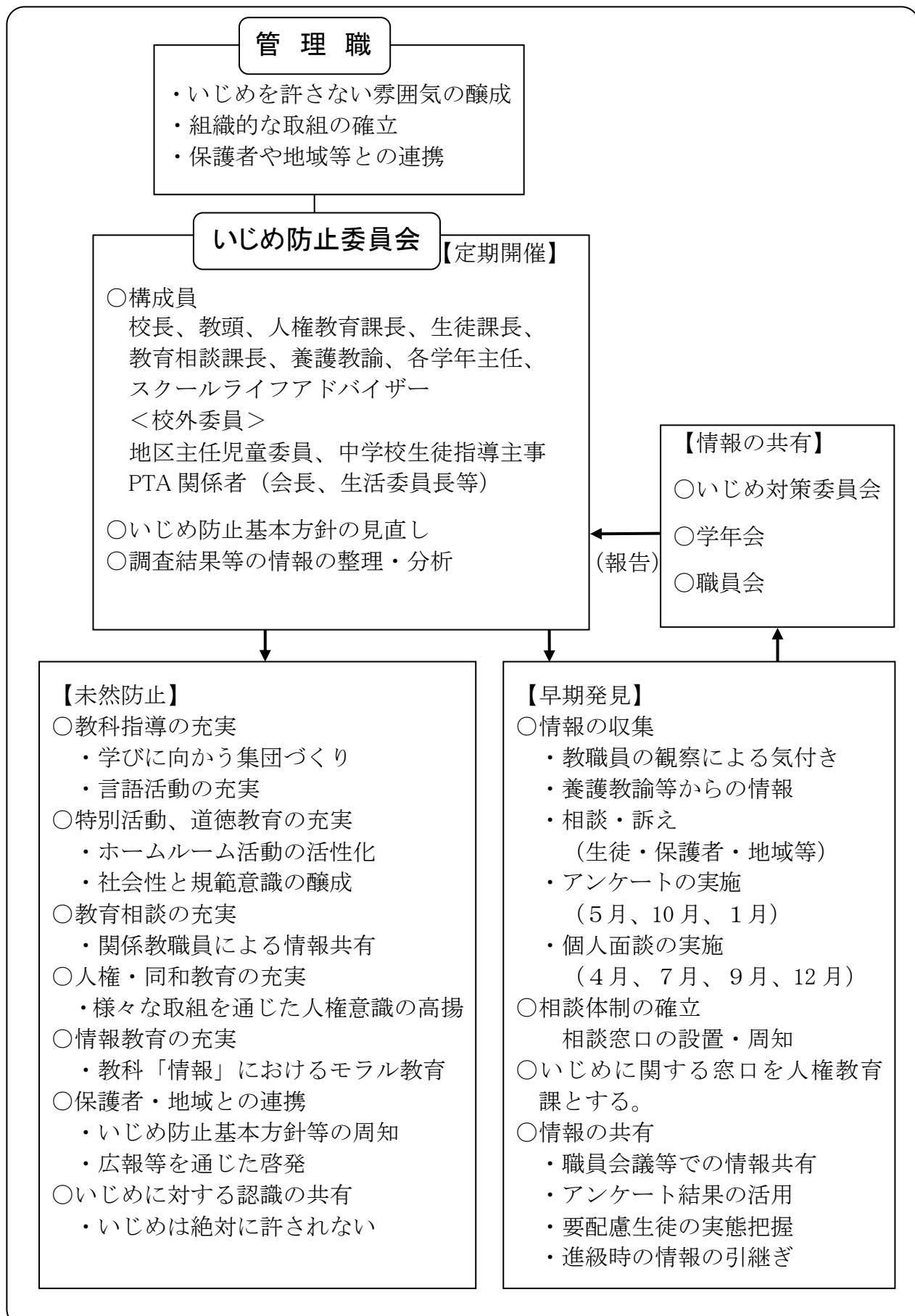
(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものがある。

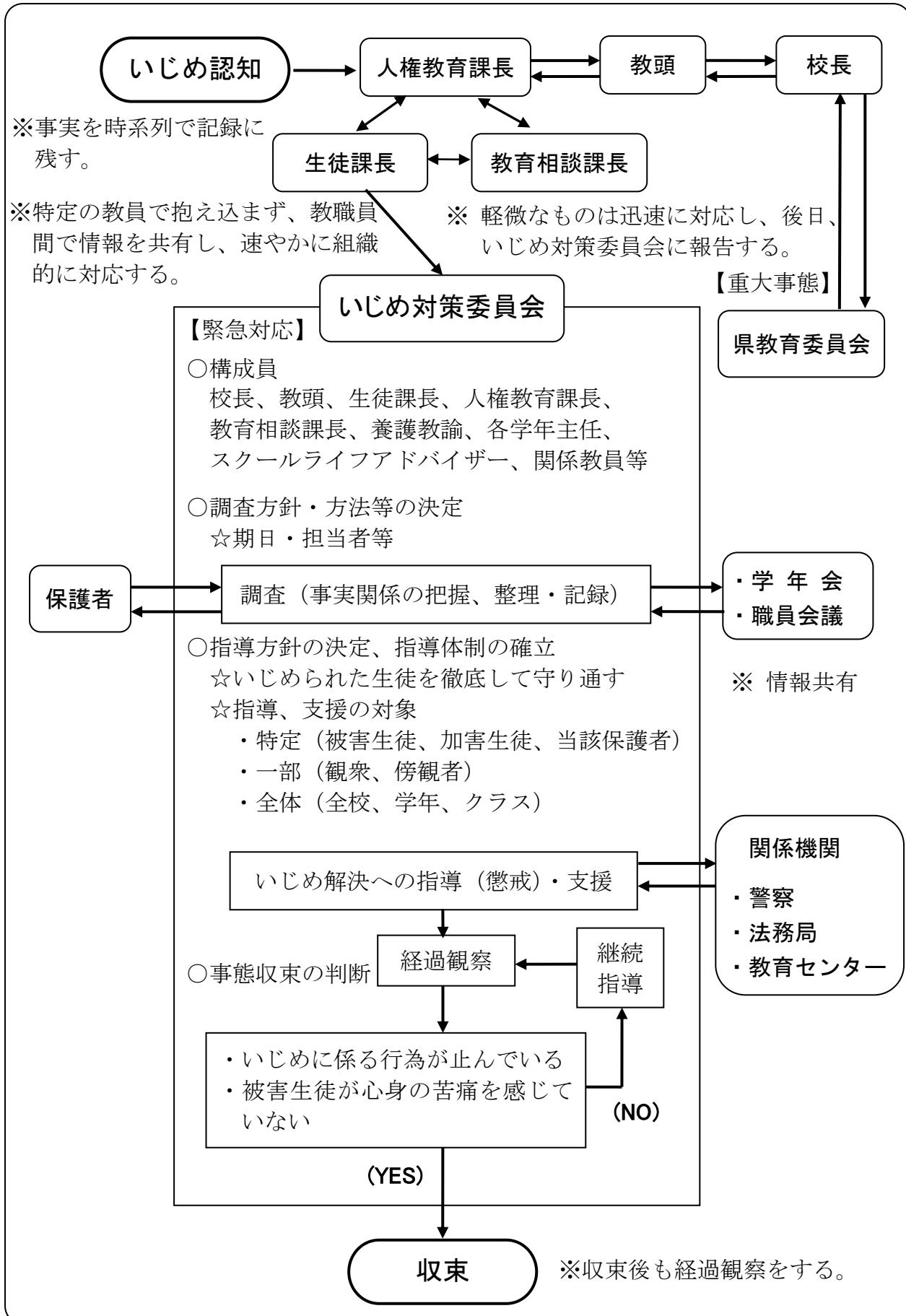
冷やかし・からかい・あざけり、けんか・ふざけ合い・悪口・陰口、うわさの流布、仲間はずれ、集団での無視、ぶつかり・小突き・蹴り、命令・脅し、使い走り、性的辱め、嫌がらせ・物隠し、落書き・器物破損、暴力、金品の強要・たかり、メールやインターネット上の誹謗中傷など

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制と取組



(2) いじめ発生時の組織的対応



4 いじめの防止と早期発見

(1) いじめの防止

いじめを起こさせないための予防的取組として、教育活動全体を通して生徒の自尊感情と規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てるとともに、充実した授業を行い、学業に向かう集団を育成する。

- 教科指導の充実（学びに向かう集団づくり、言語活動の充実）
- 特別活動、道徳教育の充実（ホームルーム活動の活性化、社会性と規範意識の醸成）
- 教育相談の充実（個人面談の実施 4月、7月、9月、12月）
- 人権・同和教育の充実（様々な取組を通じた人権意識の高揚）
- 情報教育の充実（教科「情報」等におけるモラル教育）
- 保護者・地域との連携（いじめ防止基本方針等の周知、広報等を通じた啓発）
- いじめに対する認識の共有（いじめは絶対に許されない）

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するためには、早期発見・早期対応が必要である。日頃から生徒の言動を注意深く観察し、いじめのサインを見逃さず、早期に対応する。

ア いじめられている生徒のサイン例

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの場面で、多くの教員が生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none">遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。教員と視線を合わさず、うつむいている。体調不良を訴える。提出物を忘れたり、提出期限に遅れたりする。担任が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	<ul style="list-style-type: none">保健室やトイレに行くようになる。教材等の忘れ物が目立つ。机周りが散乱している。決められた座席と異なる席に着いている。教科書やノートに汚れがある。突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">弁当にいたずらをされる。昼食を教室の自分の席で食べない。用のない場所にいることが多い。ふざけ合っているが表情がさえない。衣服が汚れている。一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。一人で部活動の準備、片付けをしている。

イ いじめている生徒のサイン例

- ・仲間同士が教室等で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

ウ 教室でのサイン例

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

エ 家庭でのサイン例

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
- ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・登校時刻になると体調不良（腹痛、頭痛など）を訴える。
- ・遅刻・早退が増える。
- ・電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いを断つたりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- ・不審な電話やメール（呼出なども含む）があつたりする。
- ・携帯電話・スマートフォン利用時間が極端に長く・短くなる。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・部屋に閉じこもつたり、家から出なかつたりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れ、打撲や擦り傷がある。
- ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・いらいら・おどおどしている。
- ・弟や妹、ペットをいじめる。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物、金銭がなくなる。
- ・大きな額の金銭を欲しがる。
- ・転校したい、生まれ変わりたいなどと言う。
- ・家族に対してかたくなになる。

※ 以上その他に、生徒の観察と同時に日常の会話（コミュニケーション）を大切にする。

- ・学校は楽しいか。（楽しかつたり辛かつたりしたことは何か。）
- ・困ったときに相談できる人（先生、友人など）がいるか。
- ・クラスに、仲間はずれにされたり、よく嫌がらせをされたりしている人はいないか。

5 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で、継続的に支援する。

- ・いじめに係る行為が止んでいることを確認し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないか確認する。いじめが解決しても3か月を目安に経過観察をする。
- ・安全を確保し、安心感を与える。
- ・心のケアを図る。
- ・今後のことについて、共に考える。
- ・教職員や他の生徒との温かい人間関係をつくる。

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導を行う。また、必要がある場合は懲戒を加える。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの要因や背景の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせ、相手の立場に立って考える態度を育む。
- ・今後の生き方・在り方を考えさせる。

(2) 関係集団への対応

おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしたたりする集団に対しても、いじめを自分の問題として捉えさせ、いじめを許さない集団に育てる。また、ホームルーム全体で話し合うなど、自主的にいじめの問題について考え、議論する場を設ける。

ア はやしたてるなど同調していた生徒への対応

- ・その行為がいじめに加担する行為であることを理解させる。

イ いじめを見ていた生徒への対応

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

- ・被害生徒を徹底して守り通す姿勢を伝える。
- ・学校の取組や対応等について適宜報告する。
- ・不安に感じることや悩みがあれば、いつでも連絡してほしい旨を伝える。

イ いじめている生徒の保護者に対して

- ・いじめの事実と学校側の対応・指導について、丁寧に説明する。
- ・生徒の行動が変わるためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

- ・場合によっては、教員が間に入り、保護者間の調整を図る。
- ・相手や学校に対する思いを丁寧に聞き取り、双方の保護者に寄り添う態度で臨む。
- ・教育委員会や関係機関と連携しながら問題の解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

学校だけでは対応が困難な場合もある。関係機関との情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- ・関係機関との連絡・調整

イ 警察との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきものである場合、所轄警察署に相談して対処する。
- ・心身や財産に重大な損害が生じる恐れがある場合、所轄警察署に通報し支援を求める。

ウ 児童相談所・教育相談センター等との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の状況把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

6 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの定義

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどの犯罪行為。

(2) インターネット上のいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの推奨
- ・保護者の見守り

イ 情報教育の充実

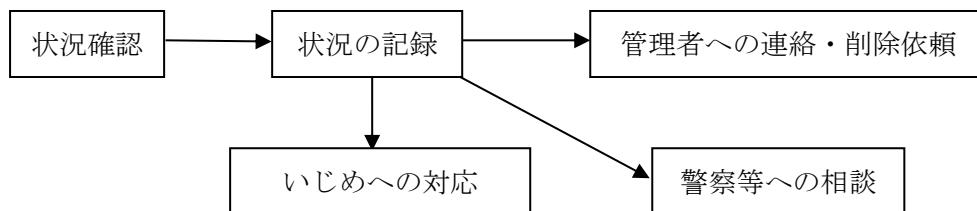
- ・教科「情報」等における情報モラル教育
- ・インターネット社会についての講話（防犯）

(3) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロールからの情報

イ 不当な書き込みへの対応



7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害があつた場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている事態
- ・「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
 - ・一定期間連續して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず、迅速に調査する。

(2) 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会を通じて知事に報告する。

(3) 調査と調査の主体

県教育委員会が調査の主体を判断する。

ア 次の場合には、県教育委員会が調査を実施する。

- (ア) 経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
- (イ) 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合
- イ 学校が調査の主体となつた場合は、県教育委員会の指導・助言の下、対応に当たる。
- (ア) 学校に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・いじめ対策委員会を母体とし、状況に応じて適切な専門家を加える。
 - ・当該調査の公平性と中立性を確保できる構成とする。
- (イ) 調査組織で、事実関係を調査する。
- ・客観的な事実を網羅的に明確にする。(因果関係の特定を急がない。)
 - ・学校に不都合なことがあっても隠さない。
 - ・先行調査している場合でも、必要に応じて再分析や再調査を実施する。
- (ウ) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・県教育委員会の指導・助言を受け、適時に適切な方法で経過を報告する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。(個人情報を楯に説明を怠ってはならない。)
 - ・アンケートを実施するときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立って、その旨を調査対象者に説明しておく。

(4) 調査結果の報告

調査結果は、県教育委員会を通じて知事に報告する。また、いじめを受けた生徒及びその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒及びその保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添える。

(5) 調査結果を踏まえた措置

調査結果を踏まえて必要な措置を講じるとともに、同種の事態の発生を防止する。

平成26年4月 策定

平成29年4月 改訂

平成30年1月 改定

平成31年2月 改訂